

第1 審査会の結論

徳島県監査委員の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年1月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、「R1年度に住民監査請求した書類の経緯経過が分かる書類（全部）（委員会での口答陳述書も含む）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年2月3日、実施機関は、本件請求に対し、別表に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、それぞれ別表に掲げる非公開部分が条例第8条第1号、第2号又は第4号に該当するとして、これらの部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年2月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年4月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「令和元年12月4日付けの徳島県職員措置請求書の内容をすべて隠すのは可笑しいから黒塗り分部を開示せよ。又、措置請求書（令和元年8月29日付けの公開資料は開示している。）」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が、本件請求を行った令和2年1月21日は、「徳島県職員措置請求書（令和元年12月4日受付）」に係る住民監査請求については、監査中であり、当該公文書の内容を公にすることは、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあったためである。

以上により、条例第8条第4号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年4月14日	諮問
令和6年12月24日 第1部会（第18回）	審議
令和7年1月28日 第1部会（第19回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めている。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害し

たり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

本件事案で問題となる条例第8条第1号、第2号及び第4号の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨を規定している。

ここにいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等の自由が尊重されるものを広く含むものである。

(3) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的

達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 審査請求人が公開すべきと主張する部分の条例第8条各号の該当性について

審査請求人は、別表中の「8 徳島県職員措置請求書（令和元年12月4日受付）」について、実施機関が非公開とした部分を公開すべきと主張していることから、当該非公開とした部分が、条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

(1) 職員措置請求書について

職員措置請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、知事や県職員等の違法・不当な財務会計上の行為について、直接住民がその是正や防止、損害の補てんなどを求めて、監査委員に監査を請求する、いわゆる住民監査請求のために提出するものであり、職員措置請求書には請求の要旨並びに請求者の住所及び氏名を記載することとされている。

(2) 条例第8条第4号該当性について

住民監査請求においては、請求に基づき監査が行われるため、監査に先立ち、監査の対象者が請求内容を知ることとなれば、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について資料の改ざんや証拠の隠滅等が可能となる。

したがって、監査委員による監査が終わる前においては、職員措置請求書に記載された情報は、これを公にすることにより、監査による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められ、条例第8条第4号に該当する。

住民監査請求については、監査の請求があった場合、60日以内に監査し、勧告・公表の手続きをとることとされている（地方自治法第242条第6項）が、令和元年12月4日受付の徳島県職員措置請求書は、本件請求のあった令和2年1月21日の時点では未だ勧告・公表が行われていなかったことから、当該公文書の内容を公にすることは、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

4 3以外で実施機関が非公開とした部分の条例第8条各号該当性について

3以外で実施機関が非公開とした部分については、令和元年12月4日受付の徳島県職員措置請求書について作成し、又は取得した公文書に記載されたものは3と同様

に条例第8条第4号に該当し、令和元年8月29日受付の措置請求書に記載された請求人に関する情報は同条第1号又は第2号に該当することは明らかである。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	

別表

公文書の件名	非公開部分	非公開の理由
1 措置請求書 (令和元年8月29日受付) (事実証明書含む)	・ 個人名、電話番号	条例第8条第1号 ・ 特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため
	・ 団体の住所、団体名、代表者職氏名、印影、役職、氏名	条例第8条第2号 ・ 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
2 住民監査請求人の氏名の公表に関する意向確認書	・ 団体の住所、団体名、代表者職氏名、印影	条例第8条第2号 ・ 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
3 住民監査請求に関する通知について	・ 団体名、代表者職氏名	条例第8条第2号 ・ 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
4 監査委員会議の開催について		
5 監査委員会議次第及び資料	・ 団体の住所、団体名、代表者職氏名、印影、役職、氏名	条例第8条第2号 ・ 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
6 徳島県職員措置請求に係る結果について	・ 団体名、代表者職氏名	条例第8条第2号 ・ 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
7 徳島県職員措置請求に係る結果について	・ 団体名、住所、代表者職氏名	条例第8条第2号 ・ 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
8 徳島県職員措置請求書（令和元年12月4日受付）	・ 請求の要旨、請求者住所、職業、氏名、印影、事実証明書	条例第8条第4号 ・ 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため

9 住民監査請求人の氏名の公表に関する意向確認書	・ 請求人住所、氏名、印影	条例第8条第4号 ・ 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため
10 住民監査請求に関する通知について	・ 提出者氏名、請求の概要	条例第8条第4号 ・ 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため
11 監査委員会議の開催について	・ 全て	条例第8条第4号 ・ 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため
12 監査委員会議次第及び資料		
13 徳島県職員措置請求 (NO. 244) に係る監査の実施について		
14 徳島県職員措置請求 (NO. 244) に係る監査の実施について		
15 徳島県職員措置請求 (NO. 244) に係る監査の実施について		
16 地方自治法第19条第8項に基づく関係人調査の依頼について		
17 地方自治法第19条第8項に基づく関係人調査の依頼について		
18 地方自治法第19条第8項に基づく関係人調査の結果について		
19 陳述会資料		
20 委員監査資料		